

み さと まち
美里町地域防災計画
(概要版)



平成 27 年 3 月

美里町防災会議・水防協議会

美里町地域防災計画概要版作成の経緯

美里町では、平成２０年３月に美里町地域防災計画（総則、風水害対策編、震災対策編）を策定し、平成２５年３月に初めて改定を行いました。

また、東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所事故を受けて、原子力規制委員会は、平成２４年１０月３１日に定めた原子力災害対策指針において、原子力災害対策重点区域のうちの緊急時防護措置を準備する区域（ＵＰＺ）について「原子力施設から概ね３０km」を目安としました。

このことにより、本町においては、小島行政区が女川原子力発電所から３０km以内に位置するため、平成２５年３月の美里町地域防災計画の改定時に原子力災害対策編を新たに追加しました。

平成２３年１２月に国の防災基本計画が修正され、平成２４年９月に災害対策基本法が改正、また、原子力対策指針の見直し及び水防法の改正等に基づき美里町地域防災計画を平成２６年５月に修正しました。

この概要版の内容は、上記の修正等を踏まえ、町民の皆様に美里町地域防災計画の概要をお知らせし、行政と防災関係各機関、関係団体及び町民が協力し合って大災害等に対応するために編集したものです。

なお、平成２７年１月現在の情報を一部加筆してあります。

目 次

第1編 総則	1
第1節 計画の目的と構成	1
第1 計画の目的等	1
第2 計画の構成	1
第2節 各機関の役割	2
第1 組織	2
1 防災水防会議	2
2 美里町災害対策本部	2
第2 役割	2
1 美里町	2
2 消防機関	3
3 県の機関	3
4 指定地方行政機関	3
5 指定公共機関及び指定地方公共機関	3
6 公共的団体並びに自主防災組織及び住民	3
第3節 町の概況	3
第1 位置と地勢	3
第4節 美里町を取り巻く地震環境	4
第1 県内の活断層	4
第2 地震被害想定調査結果の概要	5
第2編 風水害等対策編	6
第1章 災害予防対策	6
第1節 風水害等に強い町土づくり	6
(1) 相互応援体制の整備	7
(2) 医療救護体制の整備	7
(3) 避難場所・避難所の確保	8
(4) 食料・飲料水及び生活物資の確保	8
(5) 災害時要援護者・外国人対策	8
(6) 防災訓練の実施	9
(7) 防災知識の普及	10
(8) 自主防災組織の育成	10
(9) 消防団の育成	10
第2章 災害応急対策	11
(1) 気象警報等の伝達	11
(2) 防災活動体制	12
(3) 災害対策本部	13
(4) 避難・誘導対策	14
(5) 相互応援活動	14

(6) 救急・救助活動	14
(7) 医療救護活動	15
(8) 交通・輸送活動	15
(9) 応急仮設住宅等の確保	16
(10) ボランティア活動	16
(11) 要配慮者対策	16
(12) ライフライン施設等の応急復旧	16
(13) 応急公用負担等の実施	17
(14) 道路災害応急対策	17
(15) 行政機関の業務継続計画の実施	17
第3章 災害復旧・復興対策	18
(1) 災害復旧計画	18
(2) 災害復興計画	18
(3) 生活再建支援	18
第3編 震災対策編	18
第1章 災害予防対策	18
(1) 地震防災対策事業	18
第2章 災害応急対策	19
(1) 防災活動体制	19
(2) 情報の収集・伝達	20
第3章 災害復旧・復興対策	20
第4編 原子力災害対策編	21
第1章 総則	21
(1) 原子力災害対策編の計画の目的	21
(2) 計画の基礎とするべき災害の想定	21
(3) 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の緊急事態区分等に応じた防護措置	23
第2章 原子力災害事前対策	24
(1) 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	24
(2) 情報の収集・連絡体制等の整備	24
(3) 緊急事態応急体制の整備	25
(4) 住民等への的確な情報伝達体制の整備	25
(5) 避難収容活動体制の整備	25
(6) 被ばく医療活動体制等の整備	26
(7) 防災訓練等の実施	27
(8) 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応	27

第3章 緊急事態応急対策	28
(1) 町の原子力災害警戒体制	28
(2) 町の緊急事態応急対策活動体制	30
(3) 自発的支援の受入れ等	31
(4) 行政機関の業務継続に係る措置	31
第4章 原子力災害中長期対策	32
第5編 資料編	33
【資料1】本町の震度分布及び液状化危険度	33
【資料2】急傾斜地崩壊危険箇所一覧	37
【資料3】救護所の設置一覧	37
【資料4】医療機関一覧	38
【資料5】避難所、避難場所一覧	39
【資料6】福祉避難所一覧	40
【資料7】臨時ヘリポート	41
【資料8】物資集積所	41
【資料9】応急仮設住宅設置予定場所一覧	41
【資料10】ごみ一時保管場所	41

第1編 総則

第1節 計画の目的と構成

第1 計画の目的等

本計画は、町民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある風水害等の災害に対処するため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき美里町の地域に係る防災対策に関し、町及び町内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱を定めるとともに、必要な体制を確立することにより、関係機関の総合的かつ計画的な防災対策の整備推進を図り、町土並びに町民の生命、身体、財産を風水害等から保護し、被害を軽減することを目的とします。

また、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災した場合でも人命が失われないことを最重視します。また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめていきます。

第2 計画の構成

第1編 総則

第2編 風水害等対策編

第1章 災害予防対策

第2章 災害応急対策

第3章 災害復旧・復興対策

第3編 震災対策編

第1章 災害予防対策

第2章 災害応急対策

第3章 災害復旧・復興対策

第4編 原子力災害対策編（別冊）

第1章 総則

第2章 原子力災害時前対策

第3章 緊急事態応急対策

第4章 原子力災害中長期対策

第5編 資料編

基本理念

本町は、大崎平野の中央部から東南部に位置し、江合川と鳴瀬川の一級河川が流れており、両河川の上流にダムが完成するまで、幾多の洪水に見舞われてきたが、近年は大きな水害に見舞われることは少なくなっていた。しかし、平成24年5月4日の出来川越流堤の決壊は、私たちに水害の恐さを再認識させた。

平成23年3月11日に発生し、町内全域に甚大な被害を及ぼした東日本大震災、平成15年7月26日、南郷地域に大きな被害をもたらした宮城県北部連続地震は、私たちの記憶に新しく、今でもその脅威を忘れることはできない。この本町の2大地震と同規模あるいはそれ以上の規模の地震が近い将来発生することは否定できない。本町では現在、大地震の教訓から災害時における地域防災力の重要性を見直し、自主防災組織を全行政区に立ち上げ、さらに既存組織の活動の活性化を進め、さらに、組織間の連携を模索している。こういった状況下において、災害から、町民の生命、身体及び財産を保護するため、町民と町が協働してあらゆる災害に対応することを基本理念とする。

第2節 各機関の役割

第1 組織

1 防災水防会議

防災水防会議は、町長を会長として災害対策基本法第16条第6項の規定に基づく美里町防災会議・水防協議会条例第3条に規定する機関の長等を委員として組織するもので、町における防災に関する計画を作成し、その実施の推進を図るとともに、災害情報の収集等を行うことを所掌事務とします。

2 美里町災害対策本部

町内において、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害対策基本法に基づく町の災害対策本部及び関係機関の防災組織をもって応急対策を実施します。

災害対策本部等の組織、職員の動員、運営等については、各々の防災関係機関において定めます。

第2 役割

1 美里町

町は、防災の第一義的責任を有する基礎的地方公共団体として、その地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を風水害等の災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施します。

○処理すべき事務・業務大綱

美里町

- 1 美里町防災会議・水防協議会及び災害対策本部の事務
- 2 防災に関する組織の整備及び自主防災組織の育成・指導
- 3 防災に関する施設、設備の整備
- 4 防災訓練及び防災教育並びに広報の実施
- 5 災害情報の収集・伝達及び広報並びに被害状況の調査及び県災害対策本部に対する報告
- 6 避難の勧告又は指示等及び避難所の開設
- 7 避難対策、消防・水防活動等防災対策の実施
- 8 被災者に対する救助及び救護並びに復興援助
- 9 水、食料その他物資の備蓄及び確保
- 10 清掃、防疫その他保健衛生の実施
- 11 危険物施設等の保安対策及び災害発生時における被害の拡大防止のための応急対策
- 12 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備
- 13 被災宅地危険度判定業務に関する事務
- 14 防災に関する調査研究及び対策の検討
- 15 消防計画の策定
- 16 その他災害発生を防ぎよ又は拡大防止のための措置

美里町教育委員会

- 1 町立幼稚園、小・中学校施設の災害対策
- 2 町立幼稚園、小・中学校の幼児、児童、生徒の安全対策
- 3 町立幼稚園、小・中学校教育活動の応急対策
- 4 図書館、文化財等の災害対策
- 5 避難所の開設の支援

2 消防機関

消防法に基づく消防活動を実施する場合は、町消防団及び大崎地域広域行政事務組合消防本部がこれにあたります。

3 県の機関

県地方機関は自ら防災活動を実施し、町や指定地方公共団体が処理する防災に関する事務又は業務を援助します。

4 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、指定行政機関及び指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、町の活動が円滑に行われるよう協力、指導及び助言します。

5 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性及び公益性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、町の活動が円滑に行われるように協力します。

6 公共的団体並びに自主防災組織及び住民

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には防災対策業務を行い、町その他の防災関係機関の防災活動に協力します。

また、地域には高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等、特に災害時に配慮を要する人々（以下「要配慮者」という。）も住んでいます。災害のように緊急性を有する事態では公共機関による支援、救出、援護等が期待できないことが多くあり、自主防災組織を組織することにより、大きな災害が発生した場合、地域住民が協力して対応することで、被害を最小限にとどめることができます。

なお、住民一人ひとりは、「自らの身は自ら守る」ということを基本に、風水害等に関する知識、災害に対する平素の心得や災害発生時の心得など、平時から地域、家庭、職場等で風水害等の災害から身を守るために、積極的に取り組む必要があります。

第3節 町の概況

第1 位置と地勢

美里町は平成18年1月1日、宮城県北東部に位置する遠田郡内の小牛田町・南郷町2町が新設合併して生まれた町です。県都仙台市とは40kmの距離にあり、東北本線、陸羽東線、石巻線が交差する交通の要衝となっています。また、2本の国道も走り、交通アクセスのよさから仙台市・石巻市・大崎市の通勤圏として定住する人も多く、宅地開発も盛んです。

気候は太平洋側気候で冬季の降水量が少なく、降雪期間も比較的短いことから、とても住みよい条件下にあります。



奥羽山系を源とする江合川、鳴瀬川が町内を貫流し、この水利に恵まれた農業が、町の基幹産業となっており、土地は平たんで、約75km²に及ぶ町の面積の約70%を豊かな水田や畑が占めています。宮城県の食糧基地として、コメや野菜はもちろん、果樹や施設園芸も大変盛んです。

役場所在地の緯度・経度　：　北緯38度32分、東経141度3分38秒

第4節 美里町を取り巻く地震環境

第1 県内の活断層

活断層とは、最近の地質時代（第四紀、約200万年前から現在まで）に繰り返し活動しており、将来も活動すると推定されている断層のことをいいます。近い過去に繰り返しずれた活断層は、今後も同じようにずれを繰り返すと考えられています。地震は断層が活動して岩盤がずれるときに生じるものなので、活断層では将来も地震が繰り返し発生すると推定されています。

当町を取り巻く活断層では、平成8年8月11日に鬼首断層を震源と見られるマグニチュード5.9の宮城県北部地震が、平成15年7月26日に旭山撓曲を震源と見られるマグニチュード6.4の宮城県北部連続地震が発生しています。特に平成15年の地震では旧南郷町が大きな被害を受けました。

日本の活断層は、活断層研究会編「新編日本の活断層」（1991年）にまとめられています。これによる宮城県内の活断層をあげると、右の表のようになります。

断 層 名	確実度	活動度	長さ(km)
長町－利府線	I	B	12
大年寺山断層	I	B	8
鹿落坂断層	I	C	3
坪沼断層	I	B	5
円田断層	II	B	10
愛子断層	I	B	2
作並－屋敷平断層	I	C	9
遠刈田－三住	II	C	7
白石断層	I	B	2.5
上品山西	III		4
加護坊山－笹岳山	III		12
旭山撓曲	II	B～C	8
鹿折川	III		15
栗駒山山頂断層	I	B	1.2
揚石山南	II	B	3
鬼首断層	I	B	6
双葉断層 [小斉峠付近]	II	B	5
越河断層	I	B	15

確実度　　I：活断層であることが確実なもの
 II：活断層であると推定されるもの
 III：活断層の可能性のあるもの

活動度　 A：第四紀の平均変位速度　1～10m／1000年
 B：第四紀の平均変位速度　0.1～1m／1000年
 C：第四紀の平均変位速度　0.01～0.1m／1000年
 「新編 日本の活断層」 活断層研究会編（1991）

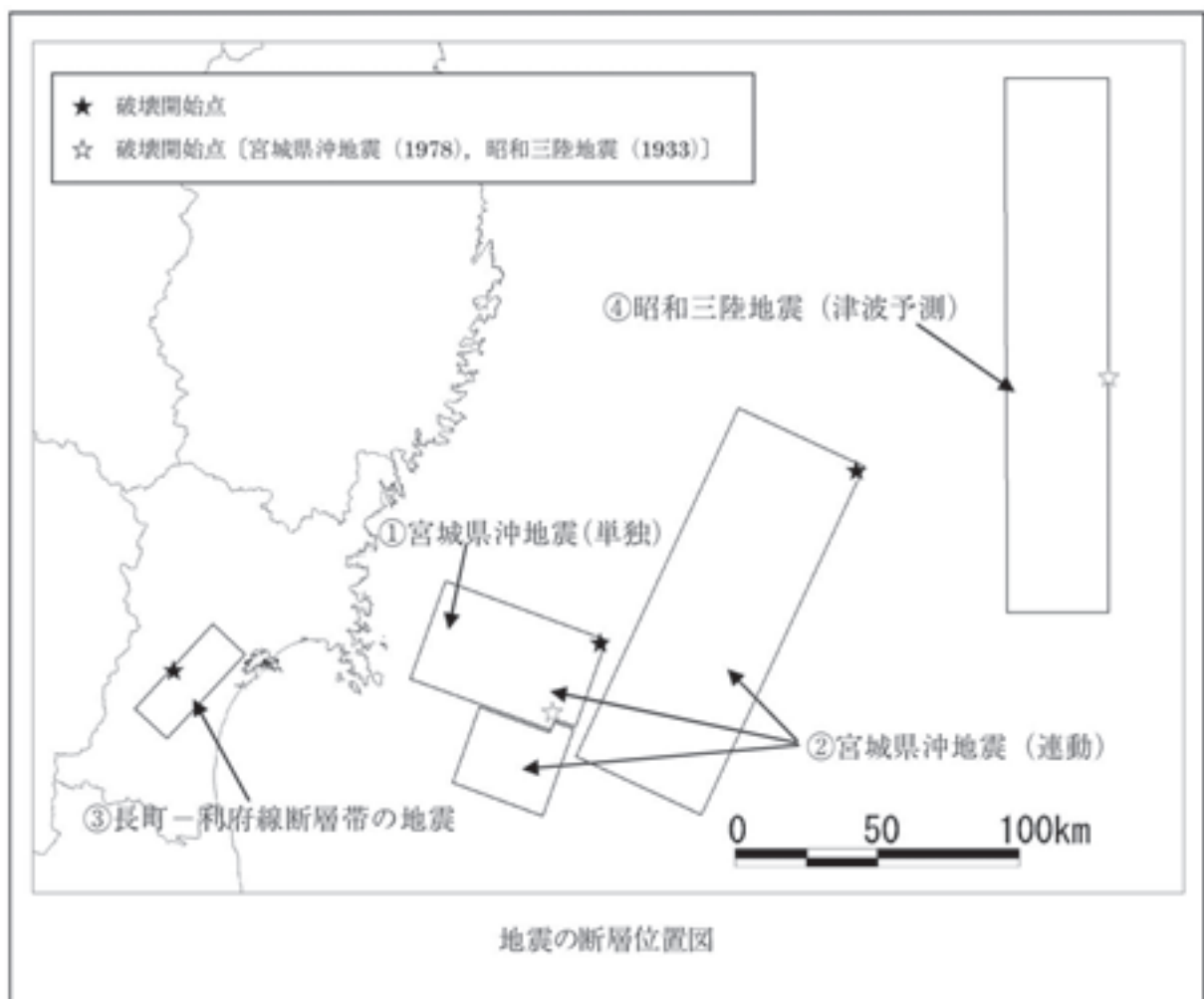
第2 地震被害想定調査結果の概要

宮城県では、昭和59年度～61年度（第1次）と平成7年度～8年度（第2次）に地震被害想定調査を実施しました。

また、地震調査研究推進本部の宮城県沖地震の長期評価（平成12年11月27日）において、今後10年の間に30%、20年の間に80%、30年の間に90%を超える確率で地震が発生する可能性があるとの発表がありました。（平成17年1月に10年後50%程度、20年後88%、30年後99%に修正）

これを受けて、宮城県では平成14年度～15年度にかけて、第3次の地震被害想定調査を実施しました。本節では、この第三次地震被害想定調査結果の概要及び本町における被害予測について記述することとします。

なお、想定地震は、地震調査研究推進本部で想定された、①宮城県沖地震（単独）と②宮城県沖地震（連動）、そして仙台市の直下に位置している③長町－利府線断層帯の地震の3地震としています。



本町の被害の概要

区 分			宮城県沖単独	宮城県沖連動	長町－利府線
建物被害	全壊（棟）		4 9 1	3 6 9	0
	半壊（棟）		3, 1 1 6	2, 6 4 8	4
火 災	夏 昼 1 2 時	全炎上出火点（件）	3	3	0
		焼失数（数）	1 0	3 2	0
	冬 夕 1 8 時	全炎上出火点（件）	4	3	0
		焼失数（数）	1 8	1 1	0
人的被害	朝 4 時 火災なし	死者（人）	1 3	7	0
		負傷者（人）	3 1 0	2 3 7	0
		短期避難者（人）	5, 5 0 4	4, 4 7 6	3 1
	夏 昼 1 2 時	死者（人）	7	4	0
		負傷者（人）	2 6 0	2 0 8	0
		短期避難者（人）	5, 5 1 7	4, 5 1 9	3 1
	冬 夕 1 8 時	死者（人）	9	4	0
		負傷者（人）	2 5 0	1 9 3	0
		短期避難者（人）	5, 5 3 1	4, 4 9 8	3 1

第 2 編 風水害等対策編

第 1 章 災害予防対策

第 1 節 風水害等に強い町土づくり

本町における河川の状況は、一級河川である江合川、鳴瀬川、出来川、美女川、鞍坪川、沖新堀川及び二級河川である定川の 7 河川を有しています。特に出来川は、雨期、大雨における増水がはなはだしく、土質の関係で漏水が数箇所に見られるほか^{いっすい}溢水の危険性も有しているので、護岸等の改修工事を必要とする箇所が数多くあります。

これらの事情を踏まえ予防対策として必要な改修工事や維持管理の充実を促進するなど、危険箇所における災害防止策を計画的に講じ、風水害に強い町土づくりを目指すとともに、住民に対して災害の防止について、啓発及び指導を行います。

（１）相互応援体制の整備

大規模な災害時には、その業務量と時間的制約等により、町だけでの災害応急対策の実施が困難となる場合があることから、迅速、かつ、的確な防災対策を実施するため、事前に災害時の相互応援に関する協定を締結するなど、その体制を整備し、相互応援協定を締結しています。

相互応援協定等

◇美里町が締結している協定

- ・ 災害時における相互応援に関する協定
（東京都足立区、東松島市、福島県会津美里町、兵庫県豊岡市）
 - ・ 災害時における宮城県市町村相互応援協定
（宮城県、宮城県内市町村）
 - ・ 災害発生時における支援活動に関する協定
（遠田商工会）
 - ・ 災害発生時における支援活動に関する協定
（ＮＰＯ法人コメリ災害対策センター、株式会社ヨークベニマル、株式会社ウジエスーパー）
 - ・ 災害時における県立学校の避難所利用に関する基本協定
 - ・ 災害時における小牛田高等学園校舎等の避難所利用等の覚書
 - ・ 大規模災害時における施設の使用に関する協定
（遠田警察署）
 - ・ 災害時における施設利用協力に関する協定
（東北電力株式会社）
 - ・ 災害発生時における協力に関する協定
（美里町内郵便局及び古川郵便局）
 - ・ 緊急物資の輸送に関する協定
（公益社団法人宮城県トラック協会大崎支部）
 - ・ 災害時における電気復旧工事等応急対策の協力に関する協定
（古川電気工事協同組合）
- #### ◇大崎地域広域行政事務組合が締結している協定
- ・ 宮城県広域消防相互応援協定
 - ・ 宮城県広域航空消防応援協定
- #### ◇宮城県が締結している協定
- ・ 大規模災害時の北海道・東北８道県相互応援に関する協定



（２）医療救護体制の整備

大規模な災害時には、同時に多数のけが人が出ることが予想され、また、交通機関、通信網の混乱等により迅速な医療救護活動ができなくなるおそれがあります。町は、災害発生時の対応について医薬品等の備蓄も含めて検討、整備していきます。

また、災害発生時における医療救護活動を円滑に行うため、医療機関及び遠田郡医師会等と調整を図り、医療救護活動体制の整備に努めます。

住民は、災害時の緊急を要する医療活動が円滑に行われるよう、応急手当等の習熟に努め、町は、大崎地域広域行政事務組合消防本部及び県、医療機関と連携して、救急法、家庭看護知識の普及に努めます。

（３）避難場所・避難所の確保

大規模な災害時には、火災等二次災害により避難者が多数発生するおそれがあります。このため、町は、事前に緊急に避難する場所としての指定緊急避難場所、そして、ある程度の設備が整っている小・中学校等の避難所、その他避難先へ向かう避難路等について、発災の際速やかに開設、運営ができるようにそれぞれ指定します。

また、避難所の運営管理にあたっては、避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとなるよう努めるほか、避難の長期化等必要に応じたプライバシーの確保、年齢別・性別等による視点やニーズの違い等を把握し、適切に配慮します。

さらに、愛玩動物の避難についても、可能な限り対応します。

【資料５】 避難所、避難場所一覧（P 39）

【資料６】 福祉避難所一覧（P 40）

（４）食料・飲料水及び生活物資の確保

住宅の被災等による食料、飲料水及び生活物資（衣料、寝具、日用雑貨品等）の喪失、流通機能の一時的な停止や低下等が起こった場合は、被災者への生活救援物資の迅速な供給が必要です。このため、発災直後から被災者に対し円滑に食料、飲料水及び生活物資の供給が行われるよう、物資の備蓄並びに調達体制の整備を図っていきます。

住民は、防災の基本である「自らの身は自らで守る」という原則に基づき、最低３日分の食料（そのまま食べられるか、簡単な調理で食べられるレトルトのご飯、缶詰など）及び飲料水（缶入りやペットボトルのミネラルウォーターなど）を非常時に持ち出しができる状態で備蓄するよう努めます。また、家族構成を考慮して、避難するときに持ち出す最低限の生活用品についても併せて準備しておく必要があります。

事業所等は、災害発生に備えて、社員やその家族、さらには地域住民も考慮しながら食料、飲料水の備蓄に努めます。



（５）災害時要援護者・外国人対策

一般に避難時に支援を必要と考えられる障がい者、介護を必要とする高齢者、ひとり暮らし高齢者、保護を必要とする児童等（以下「避難行動要支援者」という。）に関し、身体的機能などを考慮しながら平常時から各種の防災対策を講じ、災害に備えることが必要です。このため、町は相談窓口等を設置し、防災関係機関、社会福祉施設、自主防災組織と連携して、避難行動要支援者の災害予防に万全を期すよう努めます。

大規模災害時には、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者、また、旅行者等も被災することが考えられ、その場合一般住民より大きな身体的危険が予想され、さらに避難後の生活にも精神的、肉体的なハンディキャップを負うことが予想されるため、その対策について整備しておきます。

（６）防災訓練の実施

災害発生時に、町、県、関係機関及び地域住民等が連携を図りながら、初動、応急対策が速やかに実施できるようにするとともに、各防災関係機関は、防災意識の普及、高揚を図ることを目的とした防災訓練を実施します。

また、年齢別・性別等による視点やニーズの違い等を考慮して取り組むものとします。訓練後は評価を行い、課題を明らかにし、必要に応じて改善を図ります。

町では、国が定めた防災の日である９月１日及び８月３０日から９月５日までの防災週間に合わせて、総合防災訓練を実施します。この際の訓練内容は、平成２３年３月１１日発生 of 東日本大震災及び平成１５年７月２６日発生 of 宮城県北部連続地震の教訓を生かし、自助・共助・公助が融合した訓練を実施するものとし、防災関係機関等の参加も得ながら多数の住民が参加し、避難行動要支援者への配慮やボランティア活動を想定した実践的な訓練内容となるよう努めます。

また、男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮したものと努めます。

主な訓練項目

- ・災害対策本部運用訓練
- ・職員招集訓練
- ・通信情報訓練
- ・広報訓練
- ・避難訓練
- ・警備、交通規制訓練
- ・火災防御訓練
- ・救出救護訓練
- ・緊急輸送訓練
- ・炊き出し、給水訓練
- ・水害防止訓練
- ・自衛隊災害派遣訓練



（７）防災知識の普及

「自らの身は自ら守る」のが防災の基本であり、町民はその自覚を持ち、平常時より、災害に対する備えを心がけるとともに、発災時は自らの身の安全を守るよう行動することが重要です。また、災害時には住民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」という防災の基本に基づき、近隣の負傷者・要配慮者を助ける、避難場所や避難所で自ら活動する、町等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められます。

町及び防災関係機関は、所属職員に対し、マニュアル等の作成・配布、防災訓練等を通じて防災に関する制度、自らが行うべき役割等について習熟する機会を積極的に与えるなど、防災知識の普及に努めます。

（８）自主防災組織の育成

大規模な災害が発生した場合の被害を最小限に食い止めるためには、地域住民、事業所等が連携し迅速かつ的確な行動をとることが不可欠です。このため、町及び防災関係機関は、地域住民及び事業所における自主防災組織等の育成・指導に努めます。



町は、各行政区に自主防災組織の設立をうながすとともに、自主防災組織の担い手である地域防災リーダーを育てるため、宮城県と連携し、防災に関する知識・技術を学ぶ講習会等を開催します。また、地域防災リーダー等の資質向上のために再講習の開催に努めます。

（９）消防団の育成

消防団は、常備消防と並んで地域社会における消防防災の中核として救出救助、消火等をはじめとする防災活動において重要な役割を果たしています。

消防団育成・強化のための取組

- ・消防団員の知識・技能等の地域社会への普及
- ・地域住民の消防団活動に対する理解の促進
- ・消防団への参加・協力の環境づくりの推進
- ・女性消防団員の加入促進
- ・事業所に対する協力要請
- ・消防団員の資質向上を図るための教育・訓練の充実
- ・施設・設備の充実

しかしながら、近年の消防団は、団員数の減少、高齢化、サラリーマン化等の問題を抱えており、その育成・強化を図ることが必要となってきています。

このため、町は、左記の観点から消防団の育成・強化を図り、地域社会の防災体制の推進を図ります。

第2章 災害応急対策

(1) 気象警報等の伝達

気象・地象・水象等による被害を最小限にとどめるためには、これらの情報を一刻も早く地域住民等に伝達することが重要です。また、円滑な応急対策活動を実施するため各防災関係機関は、緊密な連携のもと、災害に関する情報を迅速かつ的確に把握する体制を整えます。

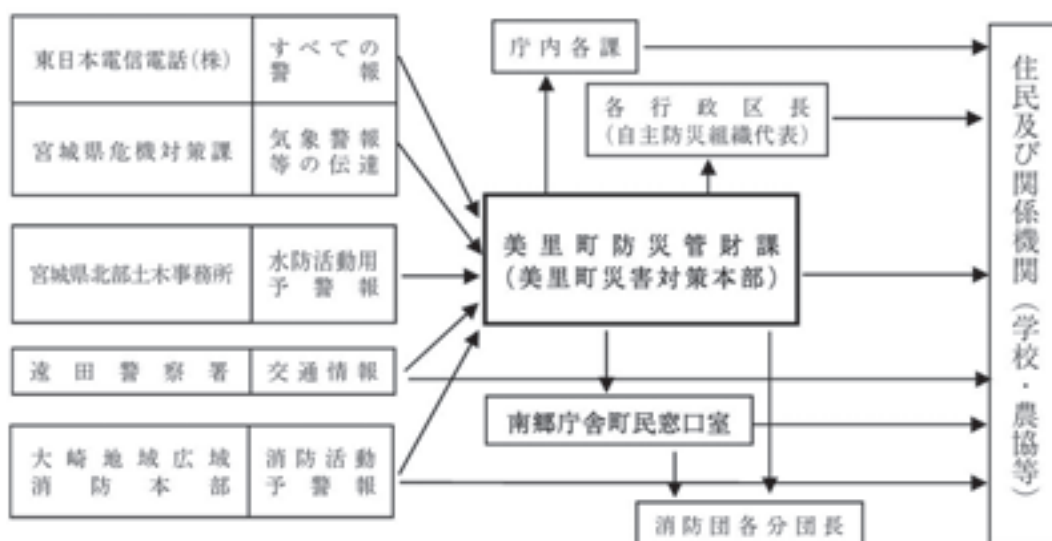
町は、広報車や同報系防災行政無線等を活用し、また、自主防災組織を通じて気象情報等の周知を図ります。

気象庁は、平成25年8月から、大規模な災害の発生が切迫していることを伝えるために新たに「特別警報」の運用を始めました。町が特別警報の伝達を受けた時は、直ちに住民に伝達するものとします。

気象業務法に基づき、仙台管区気象台が発表する防災気象情報（東部大崎）

種 類		発 表 基 準
特 別 警 報	暴 風 特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、暴風が吹くと予想される場合
	暴 風 雪 特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により、雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
	大 雨 特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
	大 雪 特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合
	地 震 (地震動)	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合

気象予警報等の伝達系統



(2) 防災活動体制

災害が発生した場合、町内の広い範囲で町民の生命、財産に被害を及ぼすおそれがあります。このため、町、防災関係機関は、災害が発生し、又はそのおそれがある場合、一刻も早い初動体制を確立し、情報の収集、応急対策等を実施することが重要です。

なお、災害応急段階において関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮します。

■非常配備体制の基準・内容等

区分		配備基準	配備内容	本部体制	会議構成	備考
警戒配備	0号	・東部大崎（美里町）に大雨、洪水等の注意報・警報又は土砂災害警戒情報が発表され、町内に災害の発生が予想されるとき、若しくは町内に災害が発生したとき。 ・その他特に防災管財課長が必要と認めたとき。	特に関係のある課（所）の所要人員で、災害に関する情報の収集及び連絡活動が円滑に行える体制とする。	警戒本部（本部長：防災管財課長）	各課配備担当職員	・休日及び勤務時間外における配備体制については、課（所等）長が災害の態様等を勘案の上、その内容を決める。 ・災害応急対策が概ね完了し、災害復旧について協議する必要があると認める場合は、災害復旧本部又は災害応急対策連絡会議に移行する。
	特別警戒配備	1号	・東部大崎（美里町）に大雨、洪水等の警報又は土砂災害警戒情報が発表され、広範囲にわたる災害の発生が予想されるとき。 ・町内に被害が発生したとき。 ・台風による災害が予想されるとき。 ・大雨・暴風・暴風雪・大雪の特別警報が発表されたとき。 ・その他特に副町長が必要と認めたとき。	関係課（所等）長及び関係課の所要人員で、災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策を実施し、状況により特別警戒本部の設置に移行できる体制とする。	特別警戒本部（1号）（本部長：副町長）	関係課（所等）長配備担当職員
2号		・東部大崎（美里町）に大雨、洪水等の警報又は土砂災害警戒情報が発表され、広範囲かつ大規模な災害の発生が予想されるとき。 ・広範囲にわたる被害が発生したとき。 ・その他特に町長が必要と認めたとき。	関係課（所等）長及び関係課の人員で、災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策を実施し、状況により災害対策本部の設置に移行できる体制とする。	特別警戒本部（2号）（本部長：町長）	関係課（所等）長配備担当職員	
非常配備	3号	・町内に相当規模の災害が発生し、又は大規模な災害が発生するおそれがある場合 ・被害が甚大と予想される場合 ・その他特に町長が必要と認めたとき。	組織の全力を挙げて応急対策を実施するため、災害応急対策に従事することができる全職員。	災害対策本部（本部長：町長）	本部員（本部会議）	

(3) 災害対策本部

災害対策本部の設置基準

災害対策本部は右のとおりとします。

災害対策本部の設置場所

本部は、町役場庁舎内に置き、災害対策本部の設置を示すため、町役場の正面玄関に災害対策本部標識板を掲示します。本庁舎が被災した場合は、南郷庁舎、文化会館等の町内の公共施設に災害対策本部を設置します。

責任者

災害対策本部の本部長は町長を、副本部長には副町長をもって充て、本部長が事故等により指揮をとることが困難になった場合、副本部長が指揮をとります。

現地災害対策本部

局地的な災害が発生した場合は、適切な場所に現地災害対策本部を設置し、迅速、かつ、円滑な応急対策活動を展開します。現地災害対策本部は、本部長が指名する職員で構成します。

■災害対策本部組織表



（４）避難・誘導対策

地区住民等を速やかに避難誘導させるため、町及び防災関係機関は、気象予警報等が発表され、住民等を事前に避難準備することが適当であると判断されるとき、避難準備を呼びかけ、適切な避難の勧告又は指示等を行うとともに、速やかに避難所を開設し、管理運営にあたります。

災害により、人命の保護又は被害の拡大の防止のため必要と認められる場合、本部長(町長)又は防災関係機関の長等は住民に対して速やかに避難の勧告又は指示等を行います。

なお、町長は避難時の周囲の状況等により避難のために立ち退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、住民に対し、屋内での退避等の安全確保措置を指示することができるものとします。

※「勧告」とは、災害を覚知し、被害の拡大が予想され、事前に避難を要すると判断されるとき、その地域の住民がその「勧告」を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め、又は促す行為を言う。

※「指示」とは、災害の危険が目前に切迫し、緊急に避難を要すると認められるとき、「勧告」よりも拘束力が強く、住民を避難のために立ち退かせるためのものを言う。

（５）相互応援活動

大規模な災害等において、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときは、県外も含めた防災関係機関が相互に応援協力し、防災活動に万全を期すものとします。

本部長（町長）が、応急対策を実施するために必要と認めたときは、他の市町村長に対し応援を求めます。また、災害時に係る相互応援協定等に基づく応援要請及び応援活動を実施します。

県は、必要があると認めるときは、応急措置の実施について、必要な指示をし、又は、他の市町村を応援すべきことを指示します。

一定広域圏に被害が集中し、県内市町村との個別の応援協定により応援を受けることが困難である場合は、県内全市町村が参加する相互応援協定に基づき、県が調整し必要な応援を行います。

災害に際して人命又は財産の保護のため、特に必要があると認められる場合、自衛隊法の規定に基づき、町長は知事に対して、自衛隊の災害派遣を要請します。

（６）救急・救助活動

大規模な災害が発生した場合、多数の負傷者が発生するおそれがあります。これらの人々については一刻も早い救出・救助活動が必要となることから、町、防災関係機関は連絡を密にしながら速やかな応急対策を実施します。

住民及び自主防災組織等は、在住地区及び担当地区において建物倒壊、火災等による救急・救助の必要性を確認した場合、自らに危険が及ばない範囲で応急救急・救助活動を実施するとともに、速やかに消防本部等関係機関に報告します。また、人員、機材等の面での対応が不十分と思えるときは町等に速やかに連絡します。さらに、警察、消防職員の行う救急・救助活動に積極的に協力するものとし、その他とるべき行動についても現地の警察、消防職員の指示を仰ぎます。

（７）医療救護活動

大規模な災害により、多数の負傷者等が発生した場合、通常の活動体制での対応は困難となるおそれがあることから、緊急的な対応策を講じるとともに関係機関との連携を図りながら医療救護活動を実施します。

救護班は、防災班と連携し、安全な避難所に医療救護所を設置して被災者の迅速かつ的確な医療救護活動を行います。町の職員だけでは対応できなくなった場合、あるいは対応できないと本部長（町長）が判断した場合には、知事に協力要請を行います。また、遠田郡医師会の協力を得て医師及び看護師等で構成する医療救護班を編成し、医療救護所に派遣します。

医療救護は、原則として医療救護班を編成し、現地で実施します。なお、多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療については災害拠点病院で行います。



（８）交通・輸送活動

大規模な災害発生に際し、住民の生命の保全、住民生活の維持の上からも交通・輸送活動の確保は重要な課題です。

緊急輸送活動は、災害発生防止、被害の拡大防止、負傷者、病人の搬送や災害応急対策を実施する際に必要な人員、物資等の輸送等、特に速やかな対応が望まれることから、防災関係機関は密接な連携を保ちながら緊急輸送路を確保し、輸送を実施します。

町は、緊急物資輸送の必要があると認めたときは、県に対し、緊急物資輸送トラックの派遣を依頼します。また、独自に収集した情報を県等関係機関に提供するなどし、迅速かつ効率的に緊急輸送が行われるよう配慮します。

災害時において、救助活動に必要な人員、緊急物資、資材等の輸送は、輸送対象の種類、数量及び交通施設の状況等を勘案して、貨物自動車、乗合自動車、鉄道、ヘリコプター等による輸送のうち、最も適切な方法によるものとします。

（９）応急仮設住宅等の確保

大規模な災害により、住宅を失う被災者が多数生じる事態が考えられます。被災直後は避難所等で生活することになりますが、その生活が長時間にわたることは避けなければなりません。

このため、応急仮設住宅の建設をはじめ、空き家になっている公営住宅の活用、さらには被災住宅の応急修理等を積極的に実施します。



町は、応急仮設住宅の建設にあたり、建設地を確保するとともに、県が直接建設することが困難な場合においては、県からの委任を受け、町自ら建設します。

また、建設に当たっては入居予定者等を把握し、要配慮者対策に配慮します。

（10）ボランティア活動

大規模な災害が発生したときには、町社会福祉協議会等が中心となって、速やかに災害ボランティアセンターを設置し、全国から駆けつける災害ボランティアの活動を支援、調整し、被災住民の生活復旧を図るとともに、専門的なボランティアニーズに対しては、行政が災害ボランティアセンターとの連携を図りつつ対応します。

ボランティアの受け入れ調整組織としては、町社会福祉協議会が中心となって、NPO法人みやぎ災害ボランティアセンターと協働し、日本赤十字社宮城県支部、災害ボランティア関係団体等とも連携を図り、活動を展開します。

（11）要配慮者対策

大規模な災害時には、特に高齢者、障がい者、外国人、旅行者等に対するさまざまな応急対策が必要となります。このため、関係機関は、必要な応急対策について、速やかに実施します。

要配慮者の避難対策、避難所での各種災害情報の提供方法、相談窓口の設置等は、町の避難行動要支援者マニュアルにより実施します。また、応急仮設住宅への収容に当たっては高齢者、障がい者等避難行動要支援者に十分配慮します。

特に高齢者、障がい者の避難所等での健康状態の把握、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努めます。

（12）ライフライン施設等の応急復旧

災害により、上下水道・電気・ガス・電話等のライフライン施設が被害を受けた場合、日常生活や経済活動の場である都市機能が著しく低下し、町民の生命、身体・財産が危険にさらされることから、ライフライン被害の影響は最小限に食い止めることが重要です。

このため、災害時においては、被害状況を迅速、かつ、的確に把握し、必要な要員及び資機材を確保するとともに、防災関係機関及びライフライン事業者は相互に緊密な連携を図りながら機動力を発揮して迅速な応急復旧活動に努め、必要に応じ広域的な応援体制をとるよう努めます。



(13) 応急公用負担等の実施

災害が発生し、又は発生が予想される場合において、応急措置を実施するため、特に必要があると認めるときは、町長、警察官、消防署員、消防団員等は施設、土地、家屋又は物資を管理し、使用し、収用し、若しくは応急措置の業務に従事させるなどにより、必要な措置を図るものとします。

(14) 道路災害応急対策

道路災害による負傷者等の発生や道路機能の支障発生に対しては、道路管理者及び防災関係機関は密接な連携を確保して、速やかな応急対策を講じます。

1 被災状況等の把握

道路管理者は、災害発生直後にパトロール等の緊急点検を実施し、被災状況等を把握するとともに、負傷者等の発生があった場合には、速やかに関係機関に通報するなど、所要の措置を講じます。また、維持管理委託業者等を指揮して、被害情報の収集に努めます。

2 負傷者の救助・救出

道路災害による負傷者が発生した場合には、関係機関は連携を図りながら、速やかに救助・救出活動を行います。

3 交通の確保及び緊急輸送体制の確保

道路管理者は、道路が災害を受けた場合、障害物の除去、応急復旧工事に着手し、警察と連携して交通確保に努めます。また、緊急輸送車両、緊急自動車の通行が必要なときは、緊急輸送道路ネットワーク計画に基づく緊急輸送道路を優先して交通確保に努めます。

4 二次災害の防止対策

道路管理者は、災害発生後、現地点検調査により、道路施設等の被害が拡大することが予想される場合は、要所の応急措置を講じるとともに、警察と連携して交通規制や施設使用の制限を行い、二次災害の防止に努めます。

(15) 行政機関の業務継続計画の実施

町は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務を継続するため、あらかじめ策定した業務継続計画に基づき、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入し、業務継続性を確保します。

第3章 災害復旧・復興対策

(1) 災害復旧計画

町は、被災施設等の復旧においては、現状復旧にとどまらず、災害に強い町土づくりを基本とした改良復旧を行います。これらの災害復旧を効率的かつ効果的に実施するため、必要に応じ災害復旧計画を速やかに策定し推進します。

(2) 災害復興計画

町は、災害復興事業を効率的かつ効果的に実施するため、必要に応じ速やかに災害復興に関する基本方針及び復興計画を作成し、計画的な復興事業を推進します。策定にあたっては、被災状況を的確に把握するとともに、住民に対し、できるだけ早い時期に建築制限の適用等、復興に向けた計画を示します。

(3) 生活再建支援

町及び防災関係機関は、被災者の自立的生活再建を支援するため、被災者生活再建支援制度および居住安定支援制度の活用、災害援護資金の貸付、罹災証明^{りさい}の交付、地方税及び国民健康保険税の期限延長、徴収猶予及び減免等積極的な措置を講じます。

また義援金の受入、住民に対する広報活動や相談窓口の設置を行います。

さらに、必要に応じ、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、総合的かつ効率的な支援実施に努めます。

第3編 震災対策編

第1章 災害予防対策

(1) 地震防災対策事業

町は、社会的条件、自然的条件を総合的に勘案し、危険度・緊急性の高いものから優先的に計画を定め、地震防災対策事業を実施していくとともに、その進行管理に努め、災害に強い地域づくりを推進します。地震による建築物等の損壊、焼失を軽減するため、耐震化、不燃化等必要な事業を推進します。特に、既存建築物の耐震性の向上を図るため、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）の的確な施行により、耐震診断・耐震改修の促進に努めます。

学校等教育施設の管理者及び町は、災害時における幼児、児童・生徒、教職員等の安全の確保を図るため、校舎等の耐震性の強化を図るとともに、教育施設としての機能向上を基本に防災機能の整備・拡充に努め、設備及び備品の設置場所等について、転倒、落下等の防止に十分配慮し、その安全性を強化し、災害時の幼児、児童・生徒、教職員の避難通路が確保できるようにします。

一般建築物について、町は、新たな建築予定者に対しては、宮城県地震地盤図等を参考にしながら、建築予定地盤の特性を窓口相談等において周知し、特定行政庁の指導により、建築物の耐震化の推進を図ります。また、既存建築物の耐震診断・耐震改修に対する指導・普及啓発を行うとともに、戸建て木造住宅に対する耐震診断・耐震改修工事助成を実施し、建築物の耐震化を推進していきます。

第2章 災害応急対策

(1) 防災活動体制

大規模地震災害が発生した場合、町内の広い範囲で町民の生命、財産に被害を及ぼすおそれがあります。このため、町、防災関係機関は、大規模な地震を覚知したならば一刻も早い初動体制を確立し、情報の収集、応急対策等を実施することが重要です。

■配備の基準・内容

区分		配備基準	配備内容	本部体制	会議構成	備考
警戒配備	0号	・町内に地震が発生し、特に防災管財課長が必要と認めたとき。	特に関係のある課（所等）の所要人員で、災害に関する情報の収集及び連絡活動が円滑に行える体制とする。	警戒本部（本部長：防災管財課長）	各課配備担当職員	・休日及び勤務時間外における配備体制については、課（所等）長が災害の態様等を勘案の上、その内容を決める。 ・災害応急対策が概ね完了し、災害復旧について協議する必要があると認める場合は、災害復旧本部又は災害応急対策連絡会議に移行する。 ・地震については、警報の発表又は地震の観測をもって自動設置するので、設置についての伝達を行わないものとする。また、廃止については、自動設置いかんに関わらず、本部からの指示により各防災関係機関に伝達するものとする。 ・特別警戒配備（2号）が発令された場合には、被害状況を迅速に把握する。
特別警戒配備	1号	・町内で震度5弱の地震が観測されたとき。 ・その他特に副町長が必要と認めたとき。	関係課（所等）長及び関係課（所等）の所要人員で、災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策を実施し、状況により特別警戒本部の設置に移行できる体制とする。	特別警戒本部（1号）（本部長：副町長）	関係課（所等）長、配備担当職員	
	2号	・町内で震度5強の地震が観測されたとき。 ・その他特に町長が必要と認めたとき。	関係課（所等）長及び関係課（所等）の所要人員で、災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策を実施し、状況により災害対策本部の設置に移行できる体制とする。	特別警戒本部（2号）（本部長：町長）	関係課（所等）長、配備担当職員	
非常配備	3号	・町内で震度6弱以上の地震が観測されたとき。 ・その他災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合で被害が甚大と予想される場合 ・その他特に町長が必要と認めたとき。	組織の全力を挙げて応急対策を実施するため、災害応急対策に従事することができる全職員。	災害対策本部（本部長：町長）	本部員（本部会議）	

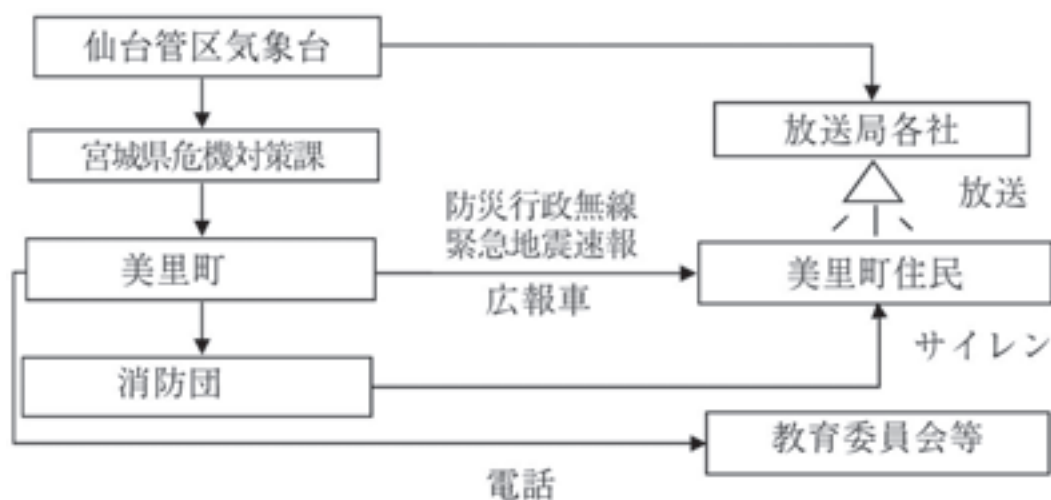
（２）情報の収集・伝達

地震による被害を最小限にとどめるため、情報を一刻も早く地域住民等に伝達するとともに、各防災関係機関との緊密な連携のもと災害に関する情報を迅速かつ的確に把握し、円滑な応急対策活動を実施するものとします。

仙台管区気象台は、地震現象及びこれに密接に関連する現象の観測結果及び状況を内容として地震情報を発表します。

町長は、地震情報を受領した場合、住民等に注意を喚起するために、直ちにその内容に関係機関及び自主防災組織、住民等に通知するとともに、自主防災組織等と連携して、地域内の住民や団体等に対して周知を行います。

■地震情報等の伝達系統図



第３章 災害復旧・復興対策

大規模地震等が発生した場合の災害復旧復興対策は、第２編「風水害等対策編」第３章「災害復旧・復興対策」に準じて行います。

第4編 原子力災害対策編

第1章 総則

(1) 原子力災害対策編の計画の目的

この計画（原子力災害対策編）は、災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法に基づき、原子力事業者（東北電力株式会社）の原子炉の運転等※により放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力発電所外へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、町及び県、防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって、町民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的としています。

なお、本町は「脱原発宣言の町」であり、この計画は女川原子力発電所の再稼働を容認するものではなく、今後、女川原子力発電所が完全に廃炉となるまでに発生する可能性のある原子力災害に備えるためのものです。

※「原子炉の運転等」とは？

ここでは、原子炉の運転に加え、核燃料物質等の貯蔵や使用、事業所外運搬のことです。

(2) 計画の基礎とするべき災害の想定

原子力発電所からの放射性物質及び放射線の放出形態並びに想定される原子力災害の形態は、過酷事故※によるものを含むものとしています。

※「過酷事故」とは？

原子炉の炉心や核燃料が重大な損傷を受けるなど、原子力発電所の設計時の想定を超える事故のことです。

◇原子力発電所の原子炉施設で想定される放出形態

過酷事故等において周辺環境に異常に放出され、広域に影響を与える可能性の高い放射性物質としては、次のものがあります。

- ・気体状のクリプトンやキセノン等の放射性希ガス
- ・揮発性の放射性ヨウ素及びこれらに付随して放出される気体中に浮遊する微粒子

これらは、プルーム（気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団）となって風下方向に移動し、移動距離が長くなると拡散により濃度は低くなりますが、特に降雨雪があると地表に沈着して長期間留まる可能性が高いため、放出状況を正確に把握することが重要です。

◇過酷事故等により想定される原子力災害の形態

原子力発電所において過酷事故等が発生した場合、原子炉施設から放出される放射性プルーム及び地表に沈着等した放射性物質からの「外部被ばく」、吸入・経口摂取等によって体内に取り込まれた放射性物質からの「内部被ばく」など、人体への原子力災害が発生するた

め、適切な措置により被ばくの低減を図ることが必要です。

◇緊急事態における判断基準

原子力事業者及び防災関係機関は、緊急事態の初期対応段階において、迅速な防護措置等を実施できるよう以下の判断基準に基づき意思決定を行います。

➤緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL：Emergency Action Level）

初期対応段階において、避難等の予防的防護措置を確実かつ迅速に開始するため、緊急事態区分を設定し、原子力事業者及び防災関係機関は、当該区分に応じた対応を実施します。

なお、発生した原子力災害が、緊急事態区分のどの段階に該当するかは、原子力施設の事故等の状況で設定する緊急時活動レベル（EAL）に基づいて判断することになります。

緊急事態区分	緊急事態の概要	原子力災害対策特別措置法（原災法）等との関係
警戒事態 (Alert)	住民への放射線による影響やそのおそれ が緊急のものではないが、異常事象の発生 又はそのおそれがあるため、比較的時 間を要する防護措置の準備に着手する段 階	警戒事象に対応
施設敷地緊急事態 (Site Area Emergency)	住民に放射線による影響をもたらす可能 性のある事象が生じたため、緊急時に備 えた避難等の主な防護措置の準備を開始 する段階	特定事象に対応 (原災法第 10 条)
全面緊急事態 (General Emergency)	住民に放射線による影響をもたらす可能 性が高い事象が生じたため、確定的影 響*を回避し、確率的影響*のリスクを低 減する観点から、迅速な防護措置を実施 する段階	原子力緊急事態に対応 (原災法第 15 条)

※「確定的影響」「確率的影響」とは？

- ・ 確定的影響とは、一定量の放射線を受けた場合に、必ず現れる人体への影響のことです。
- ・ 確率的影響とは、一定量の放射線を受けた場合に、必ずしも現れるわけではなく、放射線を受け
る量が多くなるほど現れる確率が高まる人体への影響のことです。

➤運用上の介入レベル（OIL：Operational Intervention Level）

防災関係機関は、環境への放射性物質の放出後において、主に確率的影響のリスクを低減するための防護措置に係る判断基準として、放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の環境において計測可能な値で、運用上の介入レベル（OIL）に基づき防護措置を行います。

(3) 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の緊急事態区分等に応じた防護措置

防災資機材、モニタリング設備、非常用通信機器等の整備、避難計画等の策定等を行う原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲については、原子力災害対策指針において以下のように定められています。

また、美里町では原子力災害対策を重点的に実施すべき地域以外の地域（UPZ^{*}以外の全町域）についても、原子力災害の規模や緊急時モニタリング結果等を踏まえ、UPZと同様に適切な対応を講じることとしています。

区 域		概 要	原子力施設からの距離	美 里 町 内 で 該当する範囲
原子力災害対策指針の定義	予防的防護措置を準備する区域（PAZ）	急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するために、緊急事態区分に応じて、即時避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域	原子力施設から概ね半径5kmが目安	な し
	[*] 緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）	確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、緊急時活動レベル（EAL）、運用上の介入レベル（OIL）に基づき、緊急時防護措置を準備する区域	原子力施設から概ね半径30kmが目安	小島行政区
上記以外の区域で美里町が原子力災害対策を講じる区域		原子力災害の規模や緊急時モニタリング結果等を踏まえ、UPZと同様に適切な対応を講じる区域	原子力施設から概ね半径31km以遠	UPZ以外の全域



➤緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL）に基づく防護措置

緊急事態区分	防護措置	
	P A Z (5km 内)	U P Z (5 ～ 30km)
警戒事態 (Alert)	・避難行動要支援者の避難準備 ・平常時モニタリングの強化	・平常時モニタリングの強化
施設敷地緊急事態 (Site Area Emergency)	・避難行動要支援者の避難実施 ・避難準備 ・安定ヨウ素剤の服用準備	・屋内退避準備 ・緊急時モニタリングの実施
全面緊急事態 (General Emergency)	・避難実施 ・安定ヨウ素剤の服用指示	・屋内退避実施 ・安定ヨウ素剤の服用準備

➤運用上の介入レベル（OIL）に基づく防護措置（住民避難等の判断に関わるもの）

	基準の種類	初期設定値	防護措置
緊急防護措置	O I L 1	5 0 0 μ S v / h (地上 1 m で測定)	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施
早期防護措置	O I L 2	2 0 μ S v / h (地上 1 m で測定)	1 日内を目途に区域を設定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1 週間程度内に一時移転を実施

第 2 章 原子力災害事前対策

本章は、原子力災害対策特別措置法及び災害対策基本法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害の事前対策について定めています。

（１）迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

町は、平常時から関係機関、企業等と協定を締結するなどの連携強化を進め、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるようにします。

また、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材の備蓄量、供給事業者の保有量を把握し、不足する場合には関係機関や民間事業者との連携に努めます。

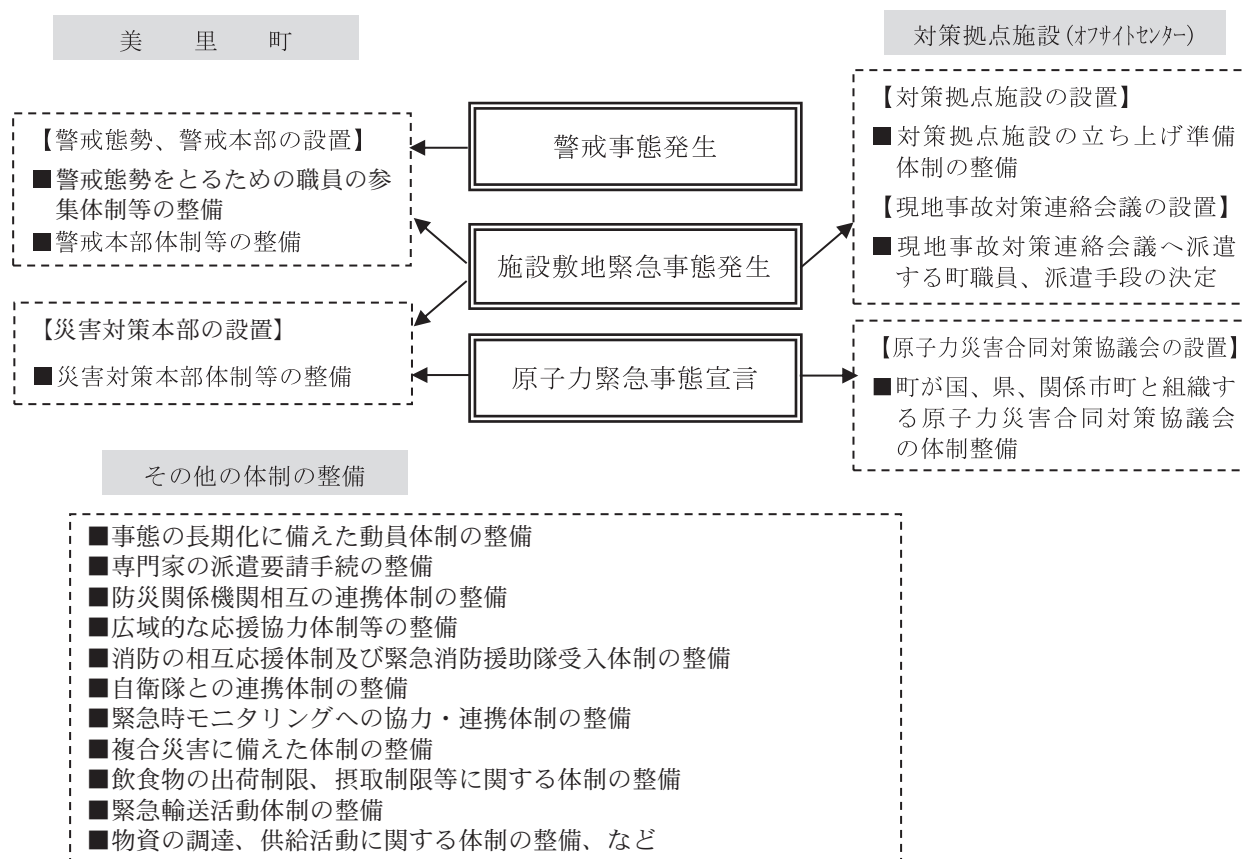
さらに、避難所や備蓄場所の確保等、防災に関する諸活動の推進のために、公共用地や国有財産の有効活用を図ります。

（２）情報の収集・連絡体制等の整備

町は、国、県、原子力事業者、防災関係機関等との原子力防災体制に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うために、①情報の収集・連絡体制の整備（町と関係機関相互の連携体制、機動的な情報収集体制、情報収集連絡要員等）、②情報の分析整理（人材の育成・確保や専門家の活用体制、原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進等）、③通信手段の確保・経路の多様化を図ります。

(3) 緊急事態応急体制の整備

町は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うために、緊急事態応急体制について検討し、あらかじめ必要な体制を整備します。



(4) 住民等への的確な情報伝達体制の整備

町は、住民等に提供すべき原子力災害の情報について整理しておくとともに、地震等との複合災害における情報伝達体制を確保し、的確な情報を常に伝達できる体制及び防災行政無線、広報車両等を整備します。

原子力災害の特殊性に考慮して、要配慮者や一時滞在者に対して、情報が迅速かつ滞りなく伝達されるように、住民や自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から情報伝達体制の整備に努めます。

また、住民等に対して必要な情報が確実に伝達できるように、ソーシャルメディアを含むインターネット上の情報や携帯電話の緊急速報メール機能、データ放送等の多様なメディアの活用体制の整備に努めます。

(5) 避難収容活動体制の整備

◇避難等計画の作成

町は、国、県及び原子力事業所の協力の下、避難等計画（屋内退避及び避難誘導等の計画）を作成します。

原子力災害対策指針に基づき、段階的な避難やO I Lに基づく防護措置を実施するまでは、

屋内退避を行うことを原則として避難計画を作成します。

なお、地域コミュニティの維持に着目し、同一地区の住民の避難先は同一地域に確保するように努めます。

◇避難所等の整備

町は、公共的施設等を対象に、避難やスクリーニング（放射能汚染検査）等の場所を確保します。避難所・避難場所等の確保に当たっては、風向等の気象条件により使用できなくなる可能性を考慮するとともに、要配慮者に十分配慮します。

町は、県等と連携し、住民等の避難誘導・移送に必要な資機材・車両等の整備に努めるとともに、広域避難を想定した避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等を確保します。

また、県等と連携し、コンクリート屋内退避施設について事前に調査し、具体的なコンクリート屋内退避体制の整備に努めます。

◇要配慮者の避難誘導・移送体制等の整備

町は、県の協力の下、要配慮者（特に避難行動要支援者）への対応を強化するため、安否確認用の要配慮者に関する情報の把握、情報伝達体制、避難誘導・移送体制等の整備に努めます。

◇学校等施設における避難等計画の整備

学校等施設の管理者は、県及び町と連携し、原子力災害時における園児や児童、生徒の安全を確保するため、あらかじめ避難等計画を作成します。

また、学校等が保護者との間で、災害発生時における園児や児童、生徒の保護者への引渡しに関するルールもあらかじめ定めておきます。

◇避難場所・避難方法等の周知

町は、避難やスクリーニング、安定ヨウ素剤配布等の場所・避難及び、屋内退避の方法等について、日ごろから住民への周知徹底に努めます。

（６）被ばく医療活動体制等の整備

町は、県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等の緊急被ばく医療に協力し、体制の整備を図ります。

◇安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備

町は、県と連携し、緊急時に住民等が避難を行う際に安定ヨウ素剤を配布することができるように、配布場所、配布手続き、配布及び服用に関する医師及び薬剤師等の手配等についてあらかじめ定め、安定ヨウ素剤を適切な場所に備蓄しておきます。

また、安定ヨウ素剤を配布する際に、予防服用の効果、服用対象者、禁忌等についての説明書等をあらかじめ準備するとともに、県が整備する安定ヨウ素剤の服用に伴う副作用の発生に備えた救急医療体制の整備に協力し、体制の整備に努めます。

（７）防災訓練等の実施

町は、国、県、原子力事業者、防災関係機関と連携及び支援の下、原子力災害に備えて、その特性を踏まえた防災訓練を実施し、事後評価を行って、原子力防災体制の改善に取り組めます。

◇原子力防災訓練の実施内容（例）

- ・ 災害対策本部等の設置運営訓練
- ・ 対策拠点施設等への参集、原子力災害合同対策協議会の設置運営訓練
- ・ 緊急時通信連絡訓練
- ・ 緊急時モニタリング訓練
- ・ 被ばく医療訓練
- ・ 住民に対する情報伝達訓練
- ・ 住民避難訓練、など



（８）核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応

核燃料物質等の運搬の事故については、輸送が行われるごとに経路が特定され、原子力施設のように事故発生場所があらかじめ特定されないこと等の特殊性から、原子力事業者と国が主体的に防災対策を行うことが実効的であるとされています。

こうした輸送の特殊性等を踏まえ、防災関係機関では次のような対応を行います。

◇防災関係機関による運搬中の事故への対応

- ・ 事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちに県消防防災主管部局に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、状況に応じて、消防職員・消防団員の安全確保を図りながら、消火、人命救助、救急等必要な措置を実施します。
- ・ 事故の通報を受けた最寄りの警察機関は、事故の状況の把握に努め、状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施します。
- ・ 県及び事故発生場所を管轄する市町村は、事故の状況の把握に努め、国の指示に基づき、又は独自の判断により、事故現場周辺の住民避難等、一般公衆の安全を確保するために必要な措置を講じます。

第3章 緊急事態応急対策

本章は、原子力災害発生時の緊急事態区分に応じた対応や原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策について示したものです。これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応します。

なお、本章は、「第2章 原子力災害事前対策」において定めた内容を実施することを基本としていますので、ここでは、町の原子力災害時の体制及び第2章で記載していない重要な事項のみを記載します。

（1）町の原子力災害警戒体制

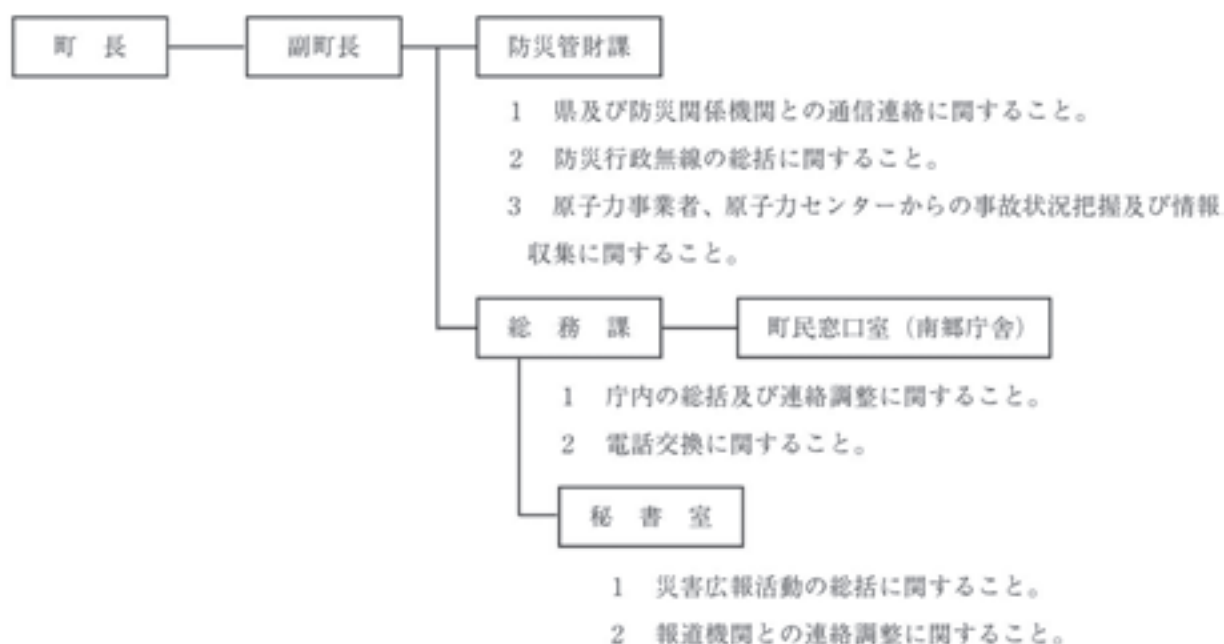
町は、事故故障発生等の通報を受けた場合又は警戒事態等を認知した場合は、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、国、県及び原子力事業者等関係機関と緊密な連携を図りつつ、警戒体制をとります。

◇事故故障等の発生時

町は、原子力発電所において事故故障等が発生し、原子力災害に対する警戒が必要な場合は、警戒配備体制をとり、情報の収集及び通報連絡等に当たります。

配備区分	配 備 時 期	配 備 内 容
警戒配備	事故故障の発生、又はそれに先行する事象に係る通報を受けた場合	下記の警戒配備体で、災害に関する情報収集、通報連絡及び広報を行います。

警戒配備体制

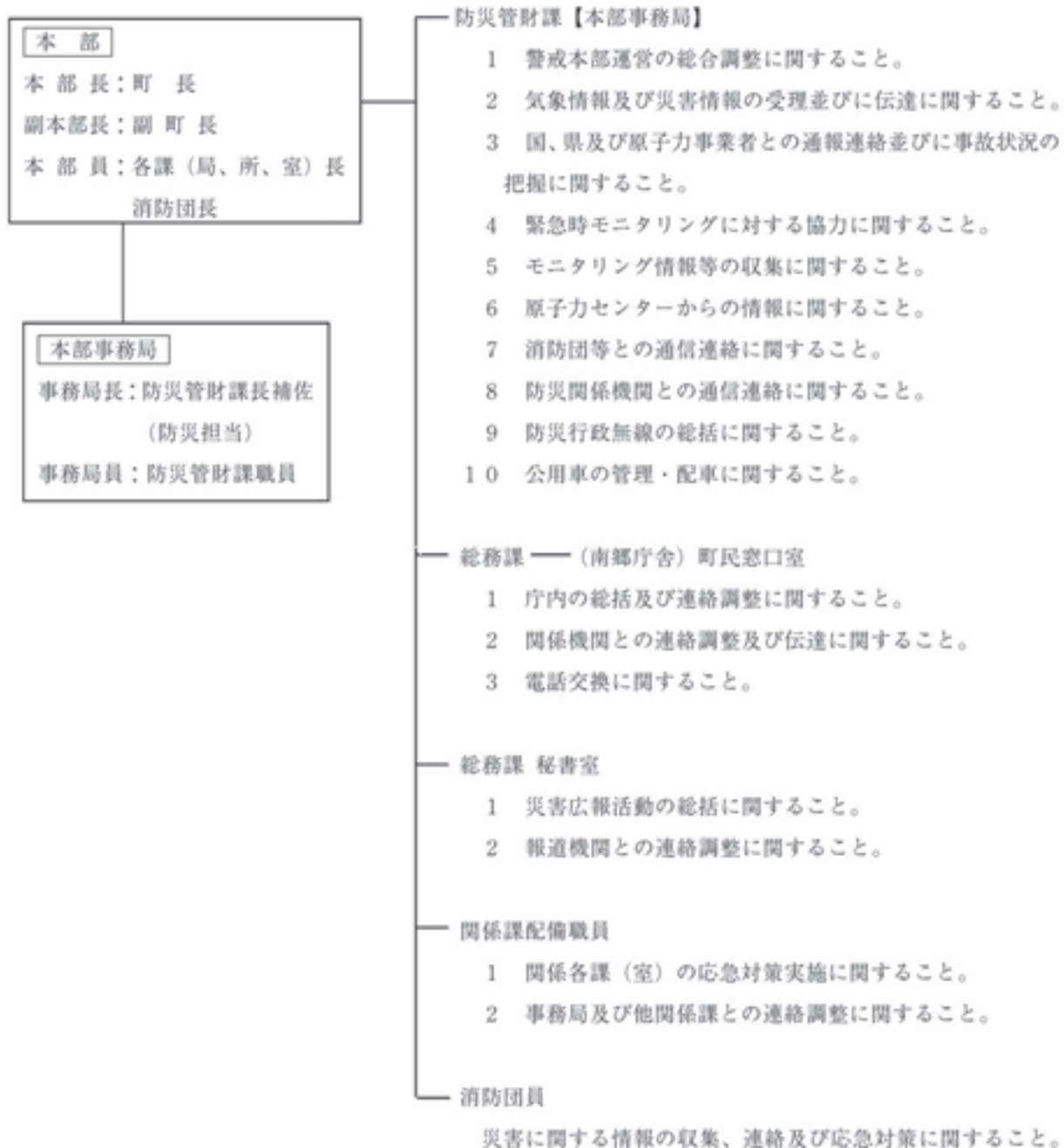


◇警戒事態等の発生時

町は、警戒事態等が発生し、原子力災害に対する警戒体制を強化する必要がある場合は、特別警戒配備体制をとります。この場合、警戒本部を設置し、情報の収集、通報連絡、緊急事態応急対策の準備等に当たります。

配備区分	配 備 時 期	配 備 内 容
警戒本部	警戒事象等に係る通報を受けた場合、又は警戒事象等を認知した場合	下記の警戒本部（特別警戒配備）体制で、災害に関する情報収集、通報連絡及び緊急事態応急対策の準備等を実施し、状況により災害対策本部の設置に移行できる体制をとります。

警戒本部（特別警戒配備）体制



※ 本部長が必要と認める場合、災害対策本部の本部員等を事前に参集し、情報の共有を図ることができる。

(2) 町の緊急事態応急対策活動体制

町は、原子力施設の緊急事態区分が施設敷地緊急事態又は全面緊急事態に至った場合、又は特に町長が必要と認めたときは、災害対策本部を設置します。

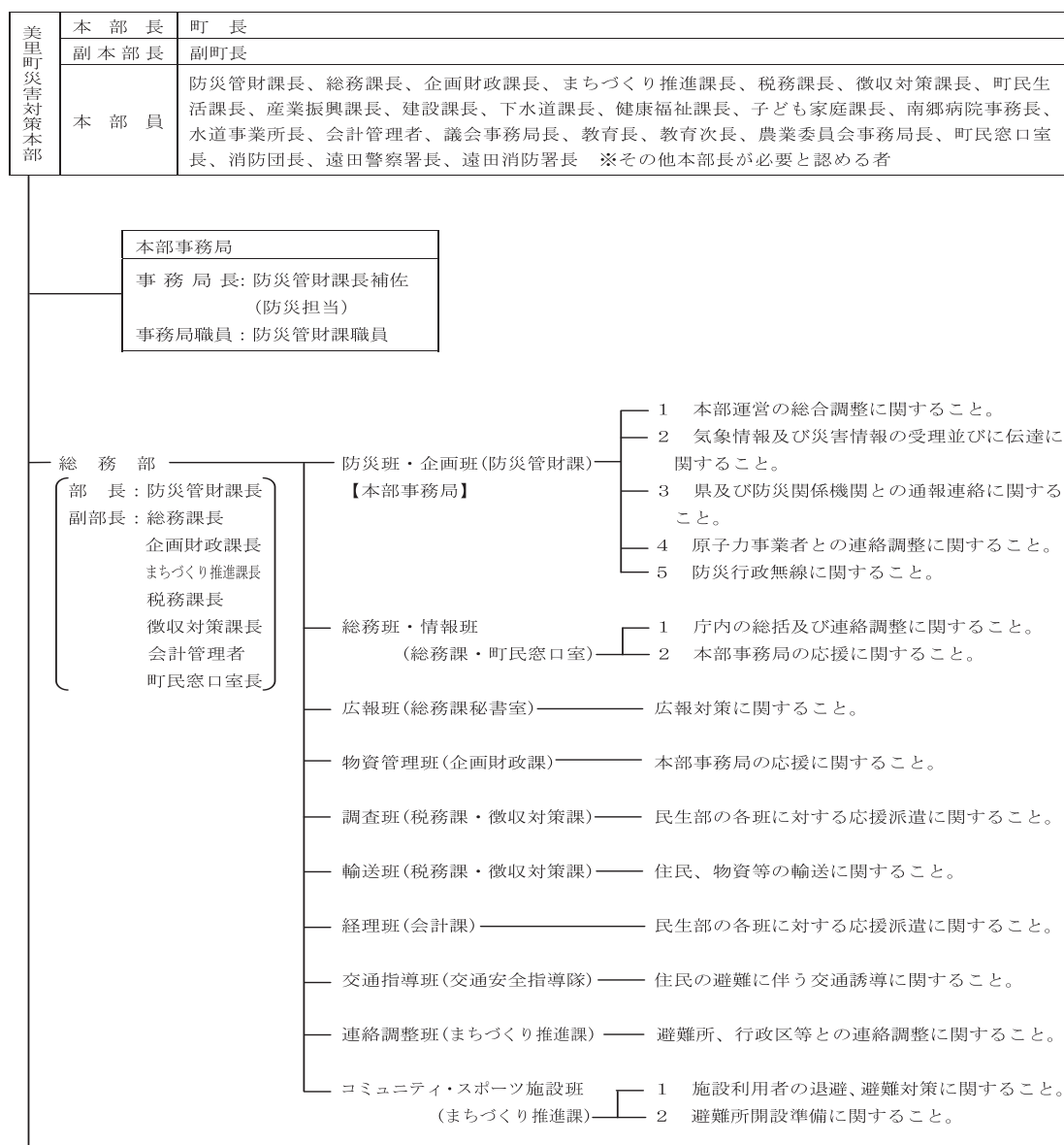
さらに、必要に応じて、対策拠点施設（オフサイトセンター）にあらかじめ定められた責任ある判断を行えるもの（副町長）を長とする現地災害対策本部等を設置します。

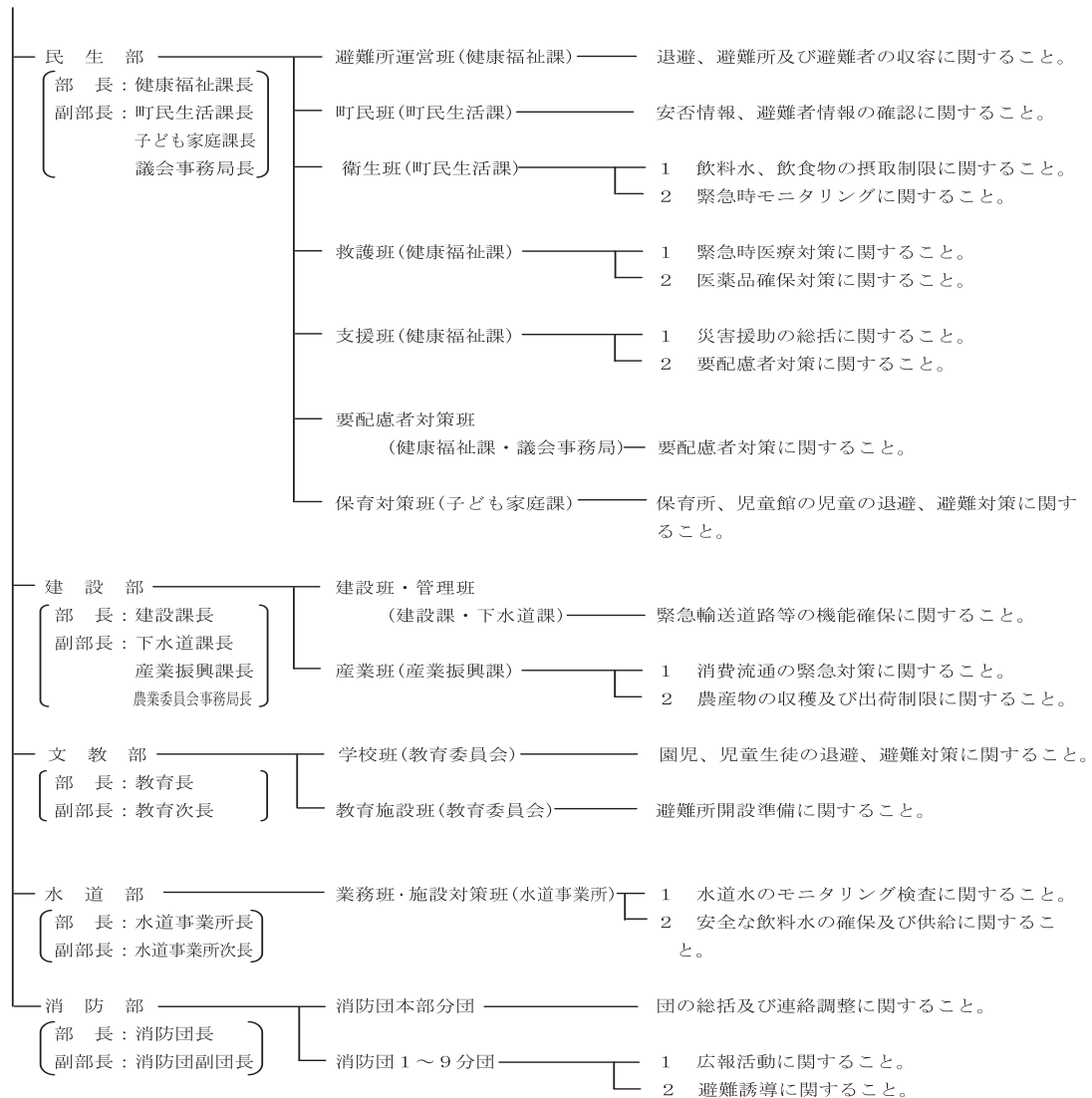
◇町の災害対策本部

災害対策本部長（町長）は、原子力災害の防止及び被害の軽減並びに災害発生後における応急対策の迅速かつ強力な推進を図るため、必要な配備体制をとります。

配備区分	配 備 時 期	配 備 内 容
災害対策本部	1 特定事象発生に係る通報を受けた場合又は施設敷地緊急事態を確認した場合 2 原子力事業者防災業務計画による原災法第15条に係る報告を受けた場合又は全面緊急事態を確認した場合 3 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合 4 その他特に町長が必要と認めた場合	下記の災害対策本部体制で、災害応急対策に従事することができる全職員を配備し、組織の全力を挙げて活動する体制をとります。

災害対策本部体制





(3) 自発的支援の受入れ等

町は、ボランティアや義援物資、義援金について、被ばくへの配慮やニーズに合わせた配分、迅速な配分など適切に対応します。

(4) 行政機関の業務継続に係る措置

町は、庁舎の所在地が避難のための立ち退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれる場合、業務継続計画等を踏まえ、退避先を住民等へ周知します。また、災害応急対策をはじめとして、退避後も継続する必要がある業務については、退避先において継続して実施します。

第4章 原子力災害中長期対策

本章は、原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策について示したものです。これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章で示した対策に準じて対応します。

◇町が実施する原子力災害中長期対策

町は、国及び県と連携して、原子力災害の事後対策や被災者の生活支援等を行うため、次のことを実施します。

➤原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定

状況に応じた避難区域の見直し、原子力災害事後対策を実施すべき区域の設定など

➤放射性物質による環境汚染への対処

汚染状況の把握、空間放射線・食品等の放射能の測定、放射性物質の除染など

➤各種制限措置の解除

住民の退避等措置や立ち入り制限、飲食物の摂取制限等の解除など

➤災害地域住民等に係る記録等の作成

被災住民への証明書等の発行、実施措置等の記録など

➤風評被害等の影響の軽減

科学的な根拠に基づく風評被害防止の広報活動の実施など

➤被災者等の生活再建等の支援

住まいの確保や生活資金等の支給、コミュニティの維持回復、心身のケア等の生活全般にわたるきめ細かな支援の実施など

➤被災中小企業等に対する支援

資金貸付等の援助・助成措置の実施、相談窓口の設置など

➤心身の健康相談体制の整備

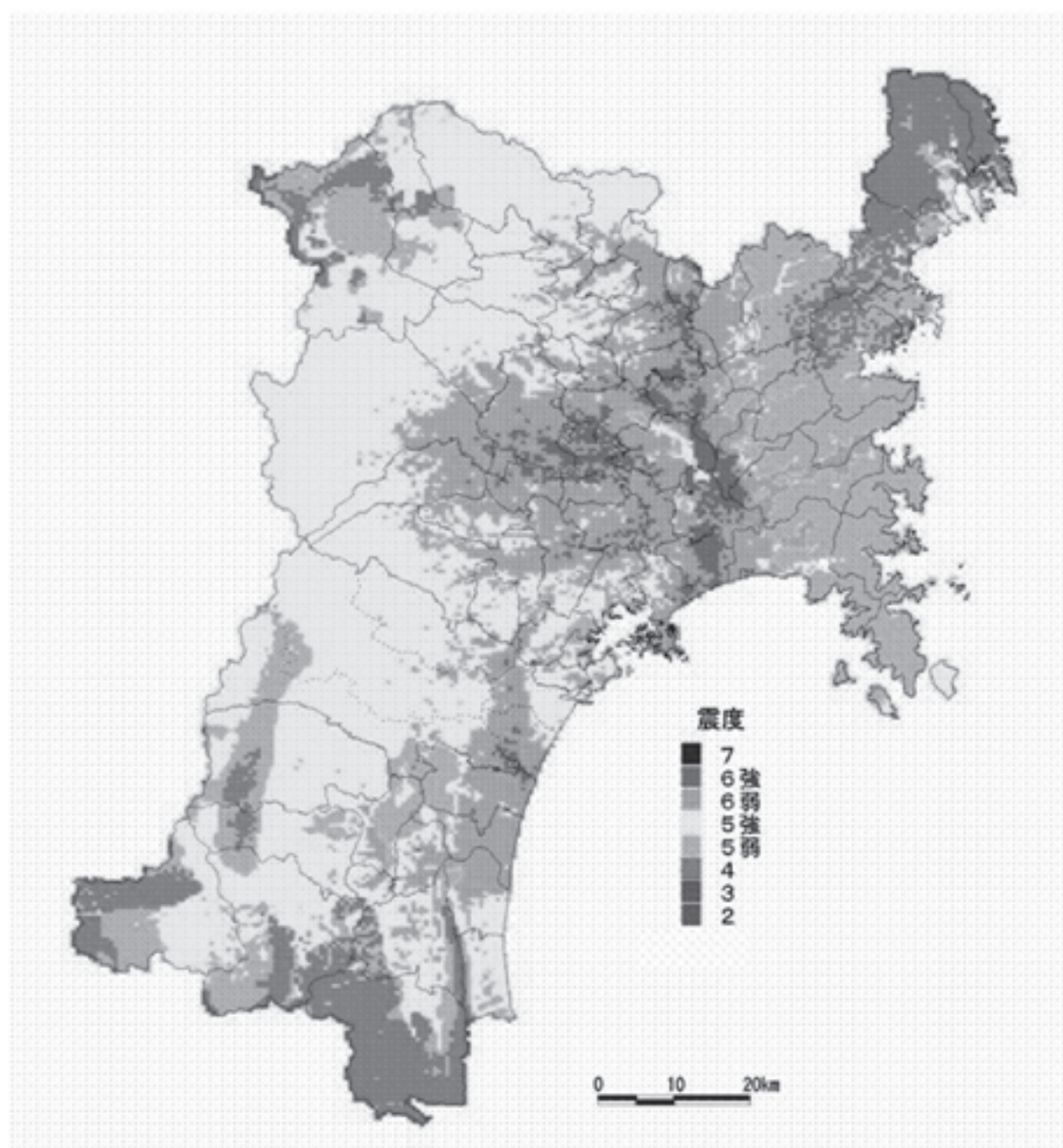
住民に対する心身の健康相談・健康調査等の実施など

第5編 資料編

【資料1】 本町の震度分布及び液状化危険度

宮城県沖地震（単独）海洋型

震 度 分 布

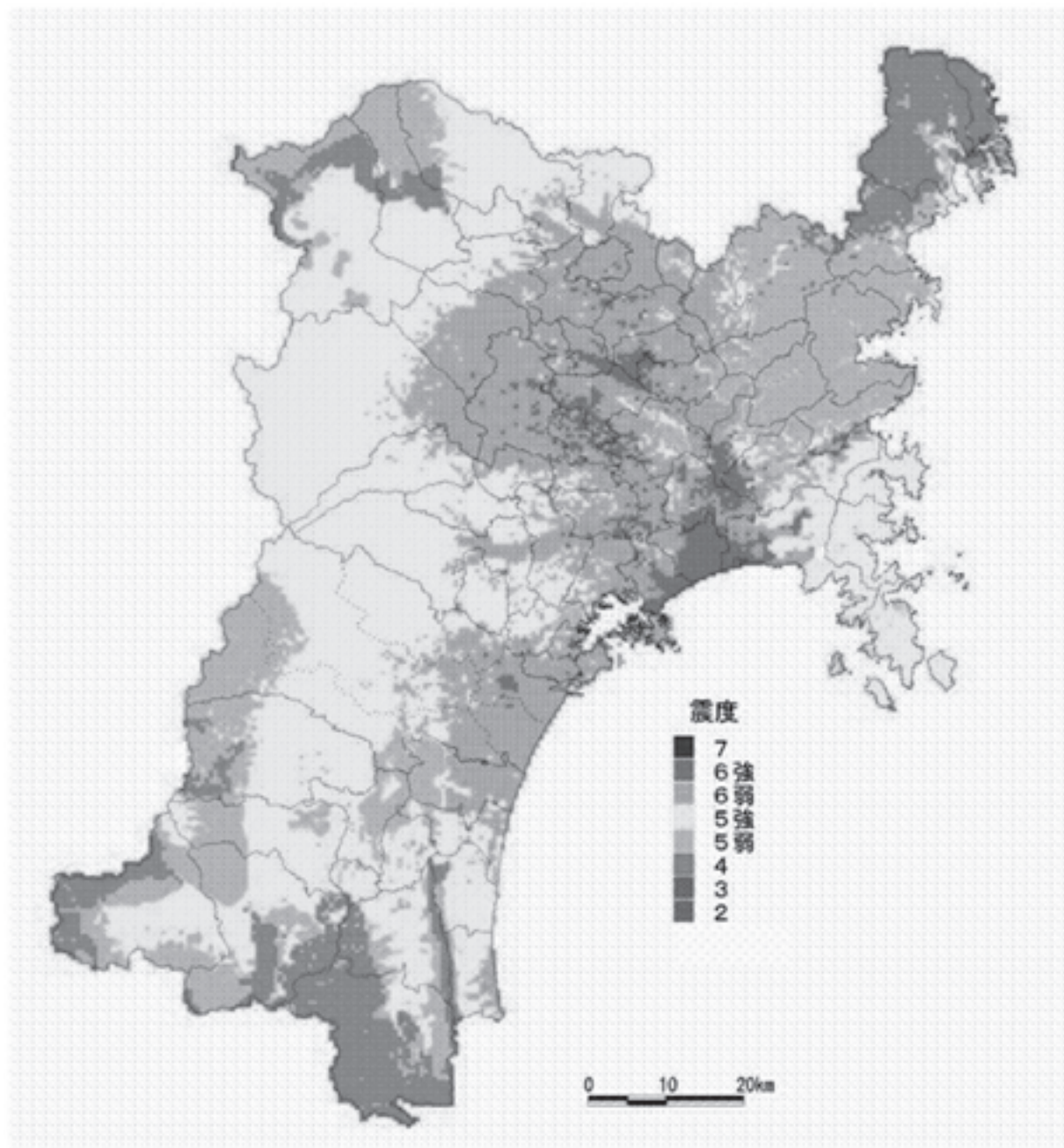


液状化危険度



宮城県沖地震（連動）海洋型

震 度 分 布



宮城県沖地震（連動）海洋型

液状化危険度



【資料 2】 急傾斜地崩壊危険箇所一覧

急 傾 斜 地 崩 壊 危 険 箇 所 一 覧

(1) 自然斜面

箇所名	位置		地形			人家戸数	公共的建物		公共施設		急傾斜地 危険区域 の指定の有無
	大字	小字	延長 (m)	傾斜度 (度)	高さ (m)		種類	数量	種類	数量	
桜木町		桜木町	75	45	6	5					有
公園下		桜木町	100	30	8	8			町道	100m	無
素山		桜木町	270	40	8	16	小牛田保育所 分園	1	町道	100m	無
桜木町		桜木町	90	55	5	5					無
下山沢団地	青生	下山沢	230	40	8	23			町道	120m	無
蜂谷森	北浦	姥ヶ沢	270	30	15	15	農業改良普及 センター	1	配水池 (タンク)	2	無
小島	二郷	小島	770	70	10	13			町道	480m	無

【資料 3】 救護所の設置一覧

救 護 所 の 設 置 一 覧

番号	設置場所	収容人員	所在地
1	小牛田小学校	50 人	牛飼字清水江 220 番地
2	不動堂小学校	50 人	字峯山 12 番地 1
3	北浦小学校	50 人	北浦字浦田上 129 番地
4	中埜小学校	50 人	荻埜字朝日壇 78 番地
5	青生小学校	50 人	青生字中ノ橋 128 番地 1
6	南郷小学校	50 人	木間塚字高田 5 番地
7	南郷高等学校	50 人	大柳字天神原 7 番地

【資料４】 医療機関一覧

No.	施設名	所在地	電話番号	診療科目	病床数			摘要
					合計	療養型	その他	
1	美里町立南郷病院	木間塚字原田 5	58-1234	内・小・外・ 整・眼	50		50	
2	野崎病院	字藤ヶ崎町 171	32-4866	内・胃・外・ 整	105	105		
3	野崎内科胃腸科	字藤ヶ崎町 178	32-2770	内・胃・外・ 眼				
4	熱海医院	字素山町 18 - 1	33-2020	内				
5	養護老人ホーム ひばり園医務管理室	駅東二丁目 17 - 3	32-2436	内・精				
6	佐々木整形外科	南小牛田字山の神 53 - 4	32-2011	リウ・整・ リハ	19		19	
7	伊勢耳鼻咽喉科医院	北浦字船入 2 - 59	33-3341	耳				
8	横山医院	関根字道明 43	34-2230	内・小・リウ				
9	袖井クリニック	北浦字姥ヶ沢 72 - 3	31-1188	整・形・皮				
10	公益財団法人宮城厚生 協会古川民主病院附属 こごた民主診療所	北浦字新原 15	31-1300	内・呼・循				
11	高城利江整形外科	牛飼字牛飼 77 - 5	31-1230	リウ・整・ リハ				
12	小牛田内科クリニック	牛飼字牛飼 77 - 2	32-5959	内・循・小				
13	いなほの里診療所	木間塚字原田 7	58-0996	内				
14	特別養護老人ホーム みさとの杜	駅東二丁目 17 - 5	33-2255	内				
15	高橋歯科診療所	北浦字道祖神前 44	34-2421	歯				
16	山崎歯科医院	字桜木町 62 - 2	33-1115	歯				
17	庄司歯科医院	字藤ヶ崎町 95	33-1900	歯				
18	ふしみ歯科	北浦字船入 23	32-2494	歯・矯正・ 小歯				
19	木村歯科医院	字藤ヶ崎町 26	32-2141	歯				
20	おおみ歯科医院	北浦字米谷 50 - 5	34-1848	歯				
21	ゆたか歯科クリニック	北浦字北田 37 - 2	32-3711	歯・矯正				
22	曽根歯科医院	藤ヶ崎一丁目 45	32-1182	歯・小歯				
23	野田歯科医院	大柳字明神 1 - 8	58-1881	歯				
24	南郷歯科診療所	木間塚字高田 33	58-2121	歯・矯正・ 小歯				
25	みさと歯科	字素山町 138	33-3666	歯・矯正・ 小歯				
					248	134	114	

【資料5】 避難所、避難場所一覧

美 里 町 指 定 避 難 所 等 一 覧 表

番号	名 称	所 在 地	収容対象 地区名	収容可能人員		設備の有無	
				避難場所	避 難 所	給水	炊飯
1	不動堂小学校	字峯山 12-1	不動堂4区 駅東 不動堂5区 不動堂6区 不動堂7区 志賀町 峯山	3,500	1,430	○	○
2	不動堂中学校	字志賀殿 72		4,000	1,454	○	○
3	ふどうどう幼稚園	字志賀町 3 丁目 2-1			611	○	
4	駅東地域交流センター	駅東二丁目 17-4			285	○	○
5	鶴頭公園	字西館 28-1		900	－	○	
6	小牛田小学校	牛飼字清水江 220	本小牛田	5,000	1,338	○	○
7	小牛田中学校	牛飼字新西原 310		3,500	1,275	○	○
8	本小牛田コミュニティセンター	南小牛田字町浦 10-8		300	170	○	○
9	健康福祉センターさるびあ館	牛飼字新町 51		400	1,383	○	○
10	下小牛田コミュニティセンター	南小牛田字下小牛田屋敷 37-1		300	69	○	○
11	牛飼公園	牛飼字御蔵場地内		1,100	－	○	
12	中埜小学校	荻埜字朝日壇 78	中埜	1,800	1,253	○	
13	中埜コミュニティセンター	中埜字卯時 3-9		700	433	○	○
14	中埜運動場	中埜字新境目 1		1,000			
15	北浦小学校	北浦字浦田上 129	北浦	2,400	1,288	○	○
16	こごた幼稚園	北浦字中新田 142			670	○	
17	北浦コミュニティセンター	北浦字道祖神 7-5		500	244	○	○
18	北浦西部白寿館	関根字道明 46-3		－	32	○	○
19	青生小学校	青生字中ノ橋 128-1	青生	2,000	783	○	○
20	青生コミュニティセンター	青生字和谷地 175-1		1,000	213	○	○
21	中央コミュニティセンター	北浦字駒米 13	藤ヶ崎町 素山町 桜木町 彫堂 駒米 大口 笹館	1,000	286	○	○
22	笹館集会所	北浦字山前 1-5		1,500	57	○	
23	小牛田公園	字桜木町 204		5,000	－	○	
24	駅前公園	北浦 1 丁目 53		350	－	○	
25	蜂谷森公園	北浦字蜂谷森 112		5,000	－	○	
26	山前史跡公園	北浦字山前			－	○	
27	農村婦人の家	和多田沼字蛭田原一 75-1	和多田沼	250	85	○	○
28	鳥谷坂運動公園	字鳥谷坂一 33	鳥谷坂	200	－	○	
29	福ヶ袋会館	福ヶ袋字辻屋敷 28	福ヶ袋	－	70	○	
30	練牛小学校跡地	練牛字八号 32	練牛	1,100		○	
31	赤谷運動公園	練牛字二十二号 100	赤井	800	－	○	
32	大柳運動公園	大柳字宮前 38 番地	谷地中	1,000	－	○	
33	南郷小学校	木間塚字高田 5	木間塚	1,600	1,005	○	
34	南郷体育館	木間塚字高田 33	木間塚	－	874	○	
35	南郷運動場		上二郷	8,800	－	○	
36	南郷中学校	木間塚字高田 66	上二郷	230	1,599	○	
37	佐野運動公園	二郷字佐野六号 144-1	中二郷	1,400	－	○	
38	町営二郷第一住宅集会所	二郷字佐野囲 12-1		－	128	○	
39	二郷塩釜神社境内	二郷字慶半 35		300	－	○	
40	慶半コミュニティセンター			－	51	○	○
41	小島集落センター	二郷字小島地内	小島	－	37	○	
42	小島運動場			500	－		
43	下二郷運動公園	二郷字砂山東 9-1	下二郷			○	
44	下二郷コミュニティセンター	二郷字蔵人主二号 10			195	○	○
45	宮城県立支援学校 小牛田高等学園	美里町北浦字船入 1	駒米、笹館、 藤ヶ崎町	2,000	250	○	○

【資料 6】 福祉避難所一覧

No.	施 設 名	住 所	経営主体	電話番号	施設の種類
1	特別養護老人ホーム いなほの里	〒 989-4205 美里町木間塚字原田 7	社会福祉法人 南郷福祉会	58-0996	特別養護老人 ホーム
2	介護老人福祉施設 みさとの杜	〒 987-0000 美里町駅東二丁目 17-5	社会福祉法人 杜の村	33-3255	〃
3	養護老人ホーム ひばり園	〒 987-0000 美里町駅東二丁目 17-3	社会福祉法人 こごた福祉会	32-2436	養護老人ホー ム
4	なんごうディサービス センター	〒 989-4205 美里町木間塚字原田 7	社会福祉法人 南郷福祉会	58-0996	ディサービス センター
5	おんべこディサービス センター	〒 987-0005 美里町北浦字蛇沼 4-1	株式会社 アルカディア	35-1233	〃
6	ディサービス ほのか	〒 987-0024 美里町中埴字上戸 33-2	有限会社 穂乃香	35-1711	〃
7	ディサービス つくしんぼ	〒 987-0004 美里町牛飼字牛飼 38-1	有限会社 ポプラ	31-2877	〃
8	ディサービス あおう	〒 987-0015 美里町青生字的場 60-6	株式会社ポジティ ブ・アプローチ	33-3380	〃
9	ディサービスたんぼぼ 美里	〒 987-0005 美里町北浦字蓮沼 35-1	有限会社 Konnno	35-1612	〃
10	ディサービス おやゆび	〒 987-0024 美里町中埴字上戸 33-3	有限会社 穂乃香	35-1714	〃
11	グループホーム 歩風楽	〒 987-0004 美里町牛飼字牛飼 38-1	有限会社 ポプラ	31-2877	グループホー ム
12	グループホーム たんぼぼ	〒 987-0005 美里町北浦字米谷 73-3	有限会社 Konnno	35-1611	〃
13	ショートステイ こでまり	〒 987-0004 美里町牛飼字牛飼 38-1	有限会社 ポプラ	31-2877	ショートステ イ
14	指定障害福祉サービス 事業所わ・は・わ美里	〒 987-0015 美里町青生字中ノ橋 173	社会福祉法人 みんなの輪	29-9987	障害福祉サー ビス事業所
15	障害者日中活動支援施 設のぎく	〒 989-4203 美里町練牛字十二号 48-1	社会福祉法人 矢本愛育会	58-2877	〃

【資料 7】 臨時ヘリポート

臨 時 ヘ リ ポ ー ト

番号	施設名	所在地
1	素山野球場	字桜木町 1 6 4 番地
2	中埴小学校	荻埴字朝日壇 7 8 番地
3	南郷球場	木間塚字中央 1 番地
4	防災ステーション予定地（旧南郷病院）	木間塚字古館 8 番地

【資料 8】 物資集積所

物 資 集 積 所

番号	施設名	所在地
1	トレーニングセンター	北浦字下新田 9 7 番地 1
2	南郷庁舎車庫	木間塚字中央 1 番地

【資料 9】 応急仮設住宅設置予定場所一覧

応 急 仮 設 住 宅 設 置 予 定 場 所 一 覧

番号	施設名	所在地	使用面積	設置可能戸数
1	中埴小学校跡地	中埴字高畑 1 1 5 番地	8,407 m ²	78 戸
2	美里町ゲートボール場	木間塚字原田 5 番地	2,827 m ²	48 戸

【資料 10】 ごみ一時保管場所

ご み 一 時 保 管 場 所

番号	施設名	所在地
1	中埴運動場	中埴字新境目 1 番地
2	赤谷運動場	練牛字二十二号 1 0 0 番地
3	大柳運動公園	大柳字宮前 3 8 番地
4	下二郷運動公園	二郷字砂山東 9 番地 1

美里町地域防災計画 (概要版)

発行日 平成 27 年 3 月

事務局 美里町防災管財課防災係
〒987-8602

宮城県遠田郡美里町北浦字駒米 13 番地

電話 0229-33-2142

FAX 0229-33-2319
